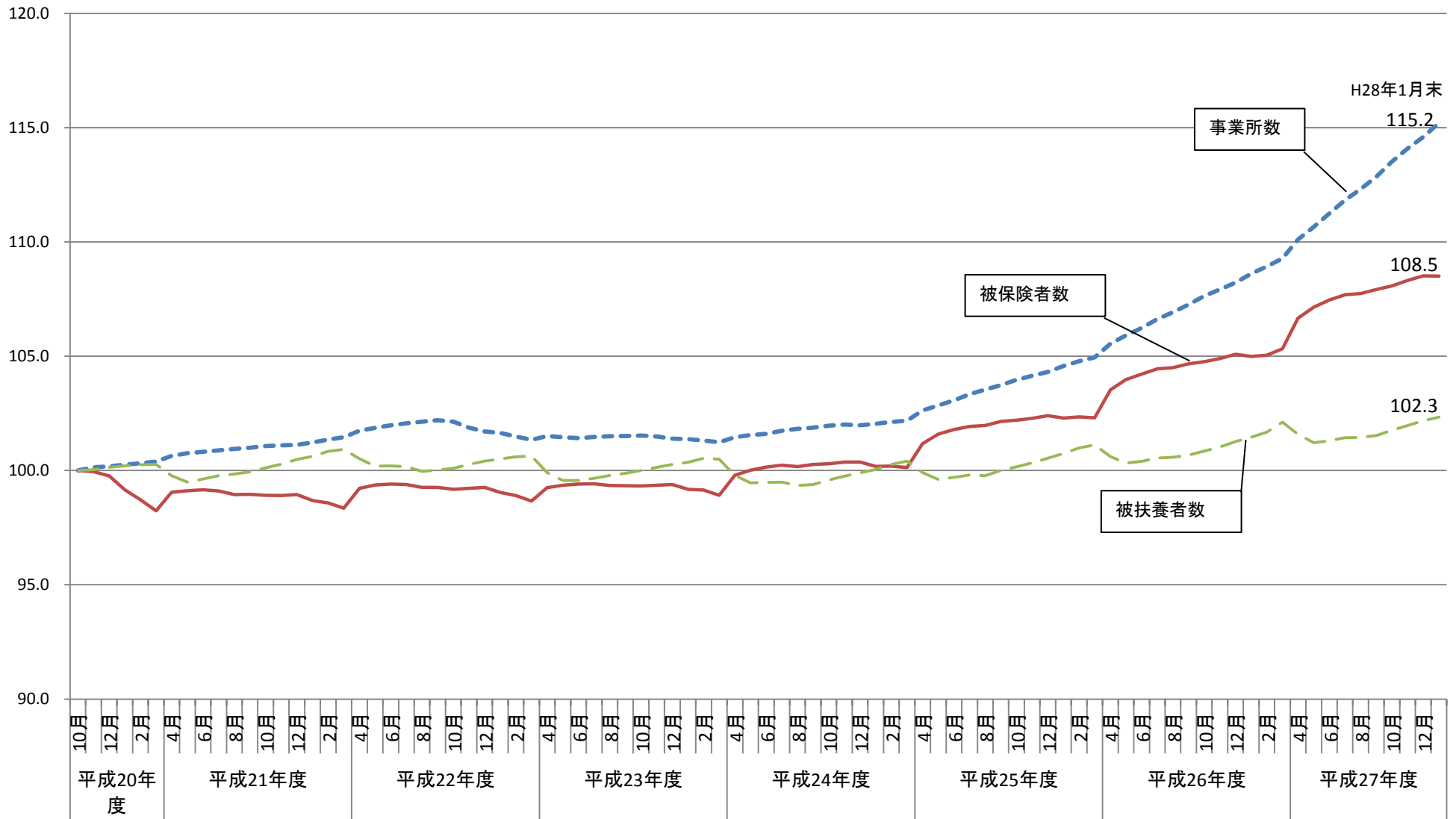


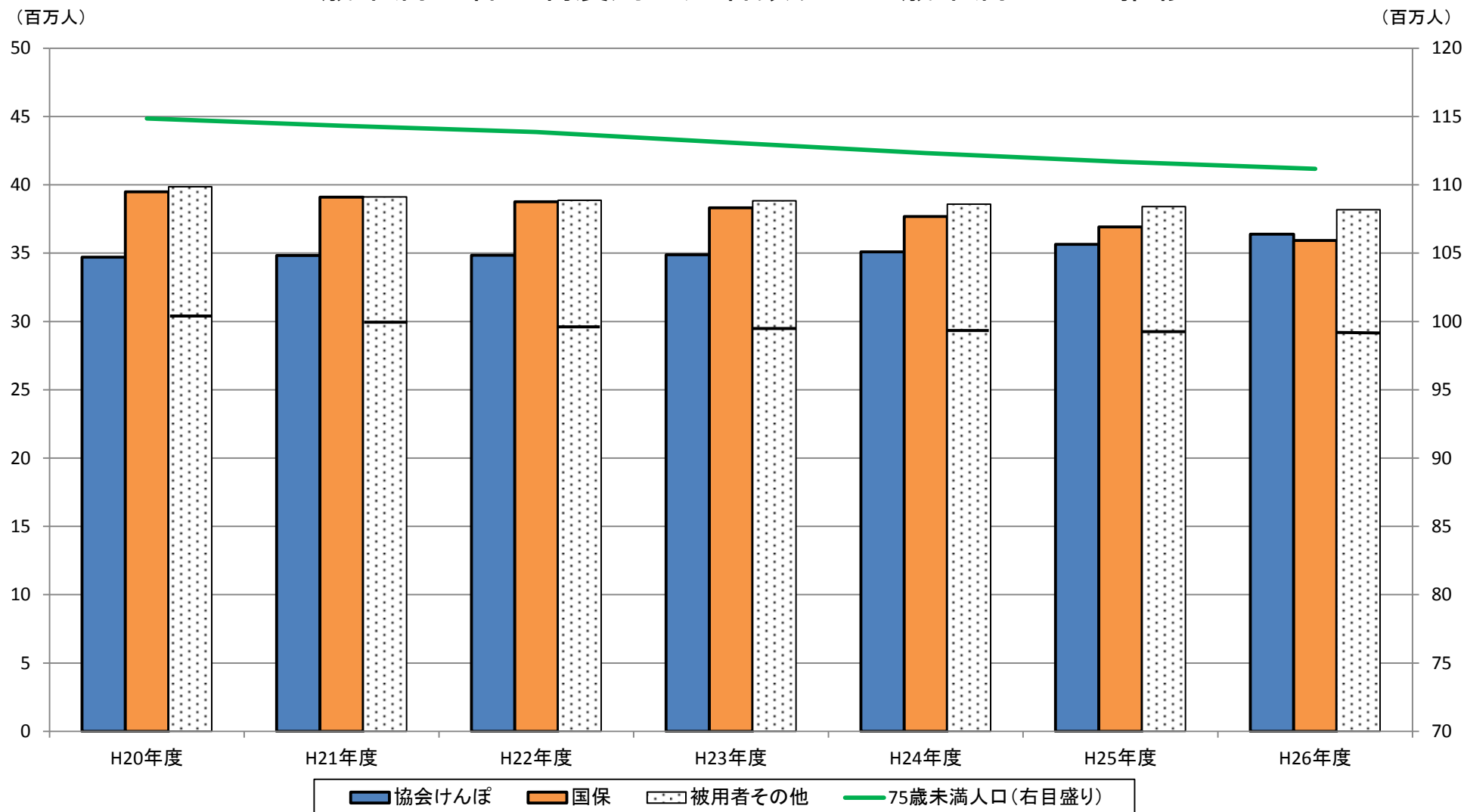
協会けんぽの事業所数及び被保険者数等の動向

協会けんぽの事業所数・被保険者数・被扶養者数の推移(指数)



※ 平成20年10月末における事業所数、被保険者数、被扶養者数をそれぞれ100.0とし、その後の数値を指数で示している。

75歳未満の者の制度別加入者数及び75歳未満人口の推移



※協会けんぽ、国保及び被用者その他は年度末現在の加入者数、人口は10月1日現在の推計人口を表す。

※被用者その他は組合健保、共済組合等の合計であり、棒グラフ中の線は組合健保の加入者数を表す。なお、共済組合は平成26年度の数値がないため、前年度末現在の数値を計上している。

(参考) 協会けんぽと雇用保険における事業所数の対前年度伸び率の推移

(単位:%)

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
協会けんぽ(①)	1.1	▲0.1	▲0.1	0.9	2.7	4.1
雇用保険(②)	0.1	0.5	0.7	0.8	0.9	1.2
①-②	1.0	▲0.6	▲0.8	0.1	1.8	2.9

協会けんぽと雇用保険における被保険者数の対前年度伸び率の推移

(単位:%)

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
協会けんぽ(①')	0.1	0.3	0.3	1.2	2.2	2.9
雇用保険(②')	0.5	2.0	0.9	0.9	1.5	1.7
①'-②'	▲0.4	▲1.7	▲0.6	0.3	0.7	1.2

注1. いずれの表も年度末の伸び率である。

2. 雇用保険は「雇用保険事業年報」(厚生労働省職業安定局)をもとに作成している。

3. 次に該当する65歳未満の労働者は、事業所規模に関わりなく、原則として、全て雇用保険の被保険者となる。

- ・1週間の所定労働時間が20時間以上であること
- ・31日以上雇用見込みがあること